

感染症 第三種「その他の感染症」の扱いについて

溶連菌感染症・感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症等につきましては、これまで罹患がわかった場合、出席停止として取り扱われることがありました。

しかしながら、これらの感染症は、第二種の空気感染・飛沫感染をする感染力の強いインフルエンザ等とは違います。第三種の「その他の感染症」であり、通常の状態では感染力の弱い疾患のため、風邪と同様に病欠出席扱いとなります。このことは、市川市教育委員会より指導があり、昨年度よりこのように対応させていただいております。

なお、これに伴い、第三種の「その他の感染症」に罹患した場合は、治癒証明書は必要ありません。詳しくは下記表を参照してください。

ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

学校で予防すべき感染症 ～学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）

第一種	第二種	第三種	
			その他の感染症（例）
エボラ出血熱 クミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスに限る) 中東呼吸器症候群 (MARS コロナウイルスに限る) 特定鳥インフルエンザ	インフルエンザ 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) 風しん 水痘(水ぼうそう) 咽頭結膜熱(プール熱) 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌 感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 (はやり目) 急性出血性結膜炎	溶連菌感染症 感染性胃腸炎 マイコプラズマ感染症 伝染性紅斑(リンゴ病) 手足口病 伝染性軟属腫(水いぼ) 伝染性膿痂疹(とびひ) ヘルパンギーナ 等
治癒証明書 必要	治癒証明書 必要 ※インフルエンザに限り 治癒証明書は 必要ありません。	治癒証明書 必要	治癒証明書 不要 ※流行があった際には 出席停止扱いとなる 場合もあります。

※インフルエンザについて … 証明書は必要ありませんが、診断された際は学校へ速やかに連絡してください。なお、出席停止期間を守ってくださるようお願いいたします。

出席停止期間：発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
 (熱等の症状が出た日を0日とし、最短でも翌日から5日間はお休みです。)